



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 184/2026年4月号

発行日：2026年4月15日

3月14日、JR東日本が運賃改定を実施しました。エリア全体で平均7.1%、山手線内では16.4%という大幅な引き上げで、1987年の民営化以来初となる全面的な値上げです。あわせて「山手線内」「電車特定区間」といった区分が廃止され、運賃体系そのものが刷新されました。

経営者・経理担当者の皆さまには、この改定が交通費精算の実務に影響するのでご注意ください。従来の経路・金額を前提に設定された社内規程や交通費支給基準が、実態と合わなくなっているケースがあります。都心に通勤する従業員が多い企業では、定期代の確認をしておくとお安いです。

また、営業担当者の出張費や外勤スタッフの交通費実費精算にも変化が出てきます。月次集計のタイミングで、金額に変動がないかチェックしておくとい良いでしょう。

物価上昇が続く中、公共交通のコストアップは今後も続く可能性があります。今後は交通費を定期的に見直す必要があるかもしれません。

最新情報（2026年3月1日～2026年3月31日）

1. 業種別委員会

該当なし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 3月31日	委員会 報告	学校法人委員会実務指針等の廃止について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年3月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、以下の学校法人委員会実務指針等を同日付けで廃止することといたしましたので、お知らせいたします。 学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法に基づく監査上の取扱い及び監査報告書の文例」	2026年3月 18日付け

			<p>学校法人委員会報告第 32 号「基本金に関する会計処理及び監査上の取扱いについて（その1）」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 1 号「学校法人監査手続指示書」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 2 号「学校法人監査報告マニュアル」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 3 号「学校法人監査計画マニュアル」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 6 号「学校法人監査における不正、誤謬及び違法行為」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 8 号「計算書類の様式等のチェックリスト及び科目別のチェックリスト」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 11 号「委託審査制度における審査資料の様式例」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 12 号「学校法人における事業報告書の記載例について」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 14 号「理事者確認書に関するQ&A」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 19 号「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と記載上の留意事項」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 24 号「私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 32 号「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の監査上の留意事項及び監査報告書の文例」</p> <p>学校法人委員会研究報告第 33 号「学校法人計算書類の表示に関する研究報告」</p> <p>「私立学校振興助成法監査及び財産目録監査における「その他の記載内容」の範囲に関する留意事項」</p>	
--	--	--	---	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 3月26日	実務 指針	「「独立行政法人 会計基準」及び「独 立行政法人会計基 準注解」に関する	2025年9月29日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂されました。 これを受けて日本公認会計士協会（公会計委員会）は、総務省行政管理局及び財務省主計局と検討を行い、「独立行政法人会計	—

		Q & A」の一部改訂について	<p>基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>本Q & Aは、2026（令和8事業）年度から適用されます。ただし、リースの会計処理に関するQ & Aについては、2029（令和11事業）年度から適用することを原則とし、より早期に適用することも認められます。</p> <p>本Q & Aの検討に当たっては、2026年1月20日から2月20日までの間に公開草案を公表し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。</p>	
2026年 3月27日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第46号 「学校法人の計算 関係書類等の様式 等に関するチェッ クリスト」の公表 について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年3月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第46号「学校法人の計算関係書類等の様式等に関するチェックリスト」を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本研究報告は、私立学校法に基づく会計監査人監査及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査において、学校法人が作成した計算関係書類等の様式が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）、私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）などに準拠しているか否かを確かめるためのチェックリストとして取りまとめたものです。</p>	—

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 3月18日	意見	企業会計基準公開 草案第94号「法 人税等に関する会 計基準（案）」等 に対する意見につ いて	<p>2026年1月9日に企業会計基準委員会（ASBJ）から企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準（案）」等に関する意見募集が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対する意見を取りまとめ、2026年3月6日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—
2026年 3月19日	意見	サステナビリティ 開示実務対応基準 公開草案第1号	2026年1月22日に、サステナビリティ基準委員会から、サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排	—

		「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示(案)」に対する意見について	出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示(案)」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会(企業情報開示委員会)では、本公開草案に対する意見を取りまとめ、2026年3月19日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	
2026年 3月23日	研究 報告	法規・制度委員会 研究報告第1号 「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正について	日本公認会計士協会(法規・制度委員会)は、2026年3月18日に開催された常務理事会の承認を受けて、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を改正しましたので、お知らせいたします。 本研究報告の主な改正内容は、次のとおりです。 1.AI条項の追加 昨今、企業において、AI(生成AIを含む。)を利用したアプリケーション又はツールの使用が進んでおり、当該アプリケーション又はツールが財務諸表等や内部統制報告書の作成過程において使用された場合、これらに対し直接又は間接的に重要な影響を及ぼす可能性があります。そこで、監査等契約の委嘱者に、財務諸表等や内部統制報告書に直接又は間接的に重要な影響を及ぼす可能性のあるAIを利用したアプリケーション又はツールの使用に関する情報を網羅的に提供するように求める観点から、本研究報告の監査約款の委嘱者の責任に関する説明に、AI条項の解説及び文例を追加しました。 <改正箇所> ・本研究報告Ⅲ2(4)⑦(p15) 2.東証ヒアリング等への対応 東京証券取引所から「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」(2025年12月12日公表)及び「2024新規上場ガイドブック(プライム市場編/スタンダード市場編/グロース市場編)」(12月19日改訂)が公表されました。 これらにおいては、会計不正事例を踏まえた取引所の対応として、「上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認」することが掲げられており、また、「監査法人の交代(監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提と	—

			<p>した上場準備に係るアドバイザー契約等を解除した場合を含みます)が生じている場合、前任者に対してもヒアリングを行う場合があります。」とされ、さらに、「主幹事証券会社による上場適格性調査においても前任者にヒアリングを実施する場合があります」との記載が追加されています。</p> <p>これを受け、監査契約書における秘密保持義務に関する記載の解説及び文例を追加しました。</p> <p><改正箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本研究報告Ⅲ 2 (13) ④ (p25) <p>本研究報告で示している各種様式は、契約締結に際して留意すべき事項や内容等について例示し、会員の業務の参考に資することを目的とするものです。そのため、利用に際しては、適宜、会員の判断により追加・削除されることを想定している点にご留意ください。</p>	
2026年 3月23日	周知	「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて」の公表について	<p>東京証券取引所から「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」(2025年12月12日公表)及び「新規上場ガイドブック」(12月19日改訂)が公表されました。</p> <p>これらにおいては、会計不正事例を踏まえた取引所の対応として、「上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認」することが掲げられており、また、「監査法人の交代(監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザー契約等を解除した場合を含みます)が生じている場合、前任者に対してもヒアリングを行う場合があります。」とされ、さらに、「主幹事証券会社による上場適格性調査においても前任者にヒアリングを実施する場合があります」との記載が追加されています。</p> <p>これを受け、当協会は、取引所等からのヒアリングに対応するための監査契約書等における対応を周知するため、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正と併せて、本周知文書を公表します。</p>	—
2026年 3月23日	翻訳 完了	国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」結論の根拠、適用ガイ	<p>国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) から公表された国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」(原題 : International Standard on Sustainability Assurance 5000, General Requirements for Sustainability Assurance Engagements) に関する以下の文書の翻訳を公表いたします。</p>	—

		ド、ファクトシート及びよくある質問の翻訳の公表について	<ul style="list-style-type: none"> ・「結論の根拠:国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000」 (原題: Basis for Conclusions -Basis for Conclusions: ISSA 5000: International Standard on Sustainability Assurance (ISSA) 5000) ・「国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 適用ガイド」(原題: International Standard on Sustainability Assurance (ISSA) 5000 Implementation Guide) ・「ISSA 5000 ファクトシート」(原題: ISSA 5000 Fact Sheet) ・「よくある質問:国際サステナビリティ保証基準 5000」(原題: FREQUENTLY ASKED QUESTIONS, International Standard on Sustainability Assurance 5000) <p>原文は、以下の IAASB ウェブサイトをご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Basis for Conclusions (公表日: 2024 年 11 月 12 日) ・Implementation Guide (公表日: 2025 年 1 月 27 日) ・Fact Sheet (公表日: 2025 年 1 月 27 日) ・Frequently Asked Questions (公表日: 2025 年 1 月 27 日) <p>なお、本文書は原文の内容をご理解いただくために日本公認会計士協会が作成した仮訳である点にご留意ください。</p>	
2026年 3月23日	委員会 報告	期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」、期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」及び期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、2026年3月18日に開催した常務理事会の承認を受けて、以下の報告書の改正を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」 ・期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 ・期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」 <p>本改正は、企業会計基準委員会（ASBJ）から、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」等が公表されたことに伴うものです。改正概要につきましては、別添の概要資料に取りまとめておりますので、ご参照ください。</p> <p>本改正の取りまとめに当たっては、2025年12月16日から2026年1月16日までの間、草案を公開し、広く意見を求めま</p>	2026年4月1日以後開始する中間財務諸表に係る会計期間の中間財務諸表に対する期中レビューから

		<p>対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」の改正の公表について</p>	<p>したが、特段の意見は寄せられませんでした。</p> <p>公開草案からの主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」および期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」について、一部の字句修正を行っております。また、期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）の《付録1 経営者確認書の記載例》および《付録2 四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書の文例》については、「我が国において一般に公正妥当と認められる期中財務諸表に関する会計基準」との記載を「期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に変更する修正を行っております。</p> <p>なお、実務指針等公表物一覧には、監査実務指針等の最新版のPDF 並びに監査基準報告書及び実務指針の過去の改正履歴を掲載しておりますので、ご参照ください。</p>	
2026年 3月27日	翻訳 完了	<p>国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」ウェビナーシリーズ1～3（日本語吹き替え版）の公表</p>	<p>2025年10月に国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）により開催された、国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」ウェビナーシリーズ1～3の日本語吹き替え版を公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、会員・準会員の方はCPD ONLINEからご受講ください。</p> <p>Webinar #1: Foundational Principles and Concepts, and Accepting the Engagement</p> <p>（邦題：ウェビナー #1：基本原則及び概念並びに保証業務契約の締結）</p>	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2月28日、米国とイスラエルがイランへの軍事攻撃に踏み切りました。これを受けて世界の原油価格は急騰し、WTI原油先物価格は攻撃前の1バレル67ドル程度から、3月9日には一時120ドル近くにまで上昇しました。停戦期待で一時下落したものの、供給不安から再び上昇し再び100ドル超で推移するという高いボラティリティが続いています。注目すべきは、この原油高が企業のコスト構造にどの順序で波及してくるかです。まず半月から1か月程度でガソリン・軽油価格に転嫁され、次いで3～4か月後に電気・ガス料金が上昇する（市場連動型の料金プランの場合は更に早く影響が出る）といわれています。さらに半年程度かけてプラスチック容器や化学繊維、輸送コストなど幅広いコストへと波及していく可能性が高いです。仕入れ価格や外注費の見積もりを立てる際には、こうした時間的なラグを意識しておくことが判断に役立ちます。

為替の動向も見逃せません。原油価格が10%上昇すると、年率で2兆円超の円売り・ドル買い需要が発生するという試算もあり、円安が進めば輸入コストの上昇幅はさらに膨らみます。

先行きの不透明感は当面続く見通しです。現時点では日本には石油備蓄・LNG在庫があり、当面の供給は確保できているとされていますが、中東情勢の長期化を想定して代替調達などの対応が求められる可能性も否定はできません。

こうした状況において予算を組む際には、エネルギーコストや物流費に一定の上振れ余地を持たせておくことが一般的です。地政学リスクは予測困難ですが、「波及のタイムラグ」を認識しておくことが重要です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703